

寄附のお願いについて

皆様からの寄附金及び寄附物品(以下「寄附金等」という。)は、社会福祉協議会の事業活動を推進するうえで大きな支えとなっています。

多寡にかかわらず年間を通じてお待ちしておりますので、まずは電話、メールなどでご連絡くださいますようお願いいたします。

1 ご寄附の流れ

(1) 窓口へご持参される場合

【来所前】

電話またはメールなどで来所の希望日時をご連絡ください。

↓

【当日】

窓口で寄附金等を受領させていただき、領収書をお渡します。

↓

【後日】

本会のホームページ等へ掲載いたします(掲載は希望者のみ)

(2) 口座へお振込みされる場合

【振込前】

電話またはメールなどでご連絡ください。

送金される際は、振込手数料を差し引いてご送金ください。領収書は、振込手数料を差し引く前の金額で発行いたします。

岩手銀行 久慈中央支店 普通預金 2014707

フククジシヤカイフクシキョウキカイ カイチャウ ヒナミツオ)

社会福祉法人 久慈市社会福祉協議会 会長 日當光男

↓

【入金確認】

入金確認後、寄附者様へ領収書を郵送いたします。

↓

【後日】

本会のホームページ等へ掲載いたします(掲載は希望者のみ)

2 寄附金控除について

○個人の方が寄附をした場合

久慈市社会福祉協議会は、社会福祉法人格を有していますので、所得税及び住民税において寄附金控除を受けることができます。

税額控除制度の活用についてはこちらをご覧ください。→

https://www.shakyo.or.jp/pdf/zeigaku_2017.pdf

○企業等法人が寄附をした場合

本会への寄附は、社会貢献活動であり、法人税法上の損金算入ができます。

詳しくは[国税庁ホームページ \(外部リンク\)](#)をご覧ください。

3 寄附者のご紹介

下記の年度をクリックすると寄附者一覧をご覧いただけます

[○令和3年度](#)

○[令和2年度](#) 92件 寄付金額 30,275,021円(内、寄附物品 1,114,824円)

○令和元年度 ○○件 寄付金額 ○○○○○円(うち、寄附物品 ○○○○円)

4 寄附の活用について

皆様からいただいた寄附金は、ボランティア活動の一部、生活困窮者支援、福祉基金への積立、法人運営事業などの財源として、有効に活用されています。

5 その他ご寄附に関するお知らせ

(1) ホームページ等への掲載について

ご寄附いただいた方については、本会のホームページや広報紙にてお名前を掲載させていただきます。

(2) 物品のご寄附について

物品のご寄附については、事業での活用が難しい場合、受領しかねる場合がございますので、まずはご相談ください。

(3) 他団体などへの指定寄附について

他の福祉団体などへの指定寄附はお受けしておりませんので、各団体へ直接お問い合わせください。

6 お問い合わせ先

社会福祉法人久慈市社会福祉協議会

電話 0194-53-3380(総務企画課庶務係)

メール kuji-shakyo@poem.ocn.ne.jp